



事業主の皆様へ

平成28年9月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

日増しに朝夕の冷え込みを感じ、秋が深まってきました。
皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、厚生年金保険、社会保険の適用拡大の注意点、雇用保険の適用拡大などをお知らせいたします。

厚生年金保険に新たな等級が追加されます

平成28年10月1日より、厚生年金の現在の標準報酬月額表に新たな等級（第1等級：88千円）が追加されます。対象となる従業員がいる場合は、**年金事務所より直接事業所様宛にお知らせが届きます**。お知らせの時期は未定です。社会保険料が当月徴収の事業所様はご注意ください。

お知らせが届きました事業所様は、至急、リヴル総研にご連絡下さい。

標準報酬		報酬月額（厚生年金）	
等級	月額	円以上	円未満
1	88,000	~93,000	
2	98,000	93,000~101,000	
3	104,000	101,000~107,000	
}			
31	620,000	605,000~	

厚生年金保険・健康保険の加入者対象拡大

現在は、一般的に週30時間以上働く方が厚生年金保険・健康保険の加入対象ですが、平成28年10月1日からは501人以上の事業所で週20時間以上働く方などにも対象が広がり、より多くの方がより厚い保障を受けることができます。加入するメリットは、

- ① **将来もらえる年金が増えます**…全国共通の基礎年金に加えて、報酬比例の年金（厚生年金）が終身でもらえます。
- ② **障害がある状態になった場合なども、より多くの年金がもらえます**…厚生年金保険に加入中に万一障害がある状態になった場合に「障害厚生年金」が支給されます。また、万一お亡くなりになった場合もご遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。
- ③ **医療保険（健康保険）の給付も充実します**…ご自身の勤め先で健康保険に加入すると、賃金に応じた毎月の保険料で、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付を受け取ることができます（傷病手当金、出産手当金）

気をつけておくべきポイント！

◎ 社会保険の被扶養者（第3号被保険者）かどうかを判断する年収130万円の基準に変更はありませんが、**年収130万円未満であっても、10月からの社会保険加入要件に当てはまる方は、被扶養者とはならず、自身で厚生年金保険・健康保険に加入することになります。**

◎ 厚生年金保険・健康保険の加入手続きはご自身の勤め先の会社を通して行いますが、配偶者の健康保険の資格喪失の届出は、配偶者の会社を通じて行う必要があります。

(例)奥様が10月1日よりご自身の勤め先で社会保険に加入

→旦那様のお勤め先に連絡し扶養者としての健康保険の喪失手続きを
してもらいます



雇用保険の適用拡大 すべての事業所が対象です

平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります（高年齢被保険者）。

- ① 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
→雇用した日より雇用保険適用になります
- ② 65歳に達してから雇用している労働者がおり、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
→平成29年1月1日より雇用保険適用になります（平成29年3月31日までに手続き）
- ③ 65歳に達する前より雇用しており平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合
→自動的に雇用保険被保険者（高年齢被保険者）となりますので、届出は不要です。

※1週間の所定労働時間が20時間以上の方が対象です

※65歳以上の方の雇用保険料は平成31年度までは免除となります

雇用保険被保険者の適用になるということは、各給付金の対象となることです！！

高年齢求職者給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、教育訓練給付金など、それぞれの要件を満たせば支給対象となります。（養子でも育休はあります）

詳しくは、リヴル総研までお問合せください。



キャリアアップ助成金を拡充

キャリアアップ助成金の賃金規定等改定（処遇改善コース）に中小企業に対する加算措置が創設されました。

【例：全ての賃金規定等を増額改定した場合】

現行制度（中小企業の場合）

有期契約労働者の基本給の賃金規定等を
2%以上増額改定し、昇給した場合。

対象労働者数 **3人まで 10万円**
6人まで 20万円
10人まで 30万円
11～100人 1人当たり3万円

中小企業に対する加算措置

中小企業が基本給の賃金規定等を
3%以上増額改定し、昇給した場合

1人当たり14,250円を加算
生産性の向上が認められる場合
1人当たり18,000円を加算
(どちらかの額が加算されます)

+

詳しくは、リヴル総研までお問い合わせください。

業務改善助成金の拡充

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引き上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	10分の7(※1) (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4分の3(※1))	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	全体で30人以下の事業場は4分の3(※1)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	2分の1 (労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4分の3)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

※2

※1 生産性要件を満たした場合には4分の3（30人以下は5分の4）

※2 福井県の最低賃金時間額が10月より754円に引き上げとなるため、助成対象外です。

《支給要件》

- ①事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6か月経過していること）の賃金引き上げを行うこと。
- ②生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
- ③事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引き上げは、その発行日の前日までに行うこと。発行日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、前項の表に定められた額以上の引き上げを行うこと。

過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。

「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

詳しくは、リヴル総研までご連絡ください

リヴル総研の1コマ

日頃、様々な会合に出席している奥村です。その日もある会議に出席するために準備をしていました。

どうやら、夕食を頂きながらの打ち合わせ会の様子。会場を確認しています。

「場所、どこやった？ 山椒の実？」

「違います、たかのつめです！」

一同爆笑 (^o^)

社員のリフレッシュに大きく貢献している奥村です。



トピックス



三六協定の運用を見直し、残業時間の上限設定へ

政府は、三六協定の運用を見直し、労働者の事実上無制限の時間外労働を課することができる現状を改めるため、1カ月の残業時間に上限を設定する検討に入りました。罰則規定の新設など、残業規則の実効性を担保する方策についても協議したうえで、来年3月までに実行計画をまとめるとしています。

三六協定（時間外労働・休日労働に関する協定）

従業員に時間外労働や休日労働をさせる場合には、協定届を作成し労働基準監督署に届け出なければなりません。かなり以前に作成したものを毎年そのまま更新していると、時間外労働が長時間になっている場合があります。現在は、時間外労働が長時間だからと言って受理してもらえないことはありません。三六協定の運用が見直されるのを機に、御社の協定も見直してみたいかがでしょうか。



失業給付拡充で成長分野への人材移動を後押しへ

厚生労働省は雇用保険の失業給付を拡充し、自発的な離職者への失業手当の給付日数（現在90～150日）の上限を最低30日増やす方針を示しました。倒産や解雇などで離職した人の失業給付日数を増やす今年度末までの時限措置も恒久的な制度に変更する考えです。転職希望者や求職者の再就職支援を強化して、成長分野への人材移動を促すのがねらいです。



「年金受給資格期間の短縮」は来年9月分支給から

厚生労働省が自民党の厚生労働部会に年金受給資格期間の25年から10年への短縮を盛り込んだ法案を提示し、了承されました。秋の臨時国会で法案が成立されれば新たに約40万人が基礎年金の受給権を得られる見込みです。来年の9月分からの支給で、初回の支払いは来年10月となります。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0